

議第 1 1 5 号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成 1 2 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
一般関係			一般関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1～6 略			1～6 略		
7 住民票, 戸籍の附票の写しの交付	1 通につき	300円	7 住民票, 戸籍の附票の写しの交付	1 通につき	300円 <u>(多機能端末機による交付については200円)</u>
8 住民票, 戸籍の附票の記載事項に関する証明	1 通につき	300円	8 住民票, 戸籍の附票の記載事項に関する証明	1 通につき	300円 <u>(多機能端末機による交付については200円)</u>
9～13 略			9～13 略		
14 印鑑登録証明書の交付	1 件につき	300円	14 印鑑登録証明書の交付	1 件につき	300円 <u>(多機能端末機による交付については200円)</u>
15～40 略			15～40 略		
備考 略			備考 略		
別表第 2（第 2 条関係）			別表第 2（第 2 条関係）		
戸籍関係			戸籍関係		

手数料を徴収する事務		手数料の額	
		単位	金額
戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで(これらの規定を法第12条の2において準用する場合を含む。),第48条第1項及び第2項(これらの規定を法第117条において準用する場合を含む。),第120条第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務	(1) 法第10条第1項,第10条の2第1項から第5項までは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	450円
	(2)～(6) 略		

手数料を徴収する事務		手数料の額	
		単位	金額
戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この表において「法」という。)第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項までは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(1) 法第10条第1項,第10条の2第1項から第5項までは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通につき	450円
			(多機能端末機による交付については350円)
(2)～(6) 略			

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機を介した住民票の写しなどの交付に係る手数料の額を引き下げるため、この条例案を提出する。